

業 界 雜 報

我國屑鐵の所有量

戰時物資活用協會主幹 横山正一氏談

(前略) 我國にどの位の屑鐵が貯藏されてゐるかといひますと、これは勿論、正確な數字ではありませんが、我國で過去 50 年間に消費した鐵材は約 6 千萬噸と見られてゐますから假に鐵材の壽命を 30 年と考へて残る 20 年分だけの消費量はまだ國內の何處かに生きてゐると考へてよいのですが、然しこの 20 年分の消費量もその殆どは埋没したり滅失したりしたものととして、正味 20 分の 2/3 が残つてゐることは確實です。(後略) (東京中外 9 月 3 日)

石炭標準規格を緩和方

10 月 1 日より實施

石炭品位取締規則による現行石炭標準規格はさる 3 月 27 日の第 2 回改正により頗る嚴重となつたが、最近における石炭消費の賃情及び輸送力逼迫に鑑み現行標準規格を緩和することとなり 6 日附官報をもつて告示し 10 月 1 日より實施するが改正の要點は次の如くである。

1. 石炭規格の單純化 今回の改正に於ては一般用炭中 1 回の荷渡數量 1 噸以上の場合に在つては甲號(九北炭)全 28 級を全 9 級に、乙號(常磐炭)全 23 級を全 6 級に、丙號(宇部炭)全 21 級を全 6 級にそれぞれ整理し、また右の改正に伴ひ 1 回の荷渡數量 1 噸未滿の場合をも改正した。次に無煙炭は號を廢して級のみとし、燐石も號を廢し級は 2 級増加した。なほ原料用炭及びガス發生爐用炭は現行通りである。

1. 商工大臣の指定したる石炭の品位の改正 規則第 4 條の規定により賣渡を許可せらるゝ石炭の最低品位も右の規格改正にともなひ、例之九北炭は灰分 100 分の 45 を 100 分の 42.5、常磐炭は灰分 100 分の 44.5 を 100 分の 43 にそれぞれ改正された。なほ宇部炭は現行通りである。發熱量に付いては各炭を通じ變更はない。

1. 銻柄賣炭の追加 銻柄賣買によるべき石炭は從來原料用炭のみであつたが、規格外炭も銻柄賣買によるべきこととした。

(9 月 6 日)

鑄物職長講習會 10 月 4 日より 3 日間開催

主宰 職長教育指導協會

後援 陸・海軍・厚生省

講師 石川登喜治、石川薫、武内武夫、瀧澤七郎、松浦春吉の各氏 (9 月 9 日)

八幡製鐵所の電氣爐等竣工

八幡製鐵所では電氣爐の増設を急ぎつゝあつたが今回大型電氣爐 1 基の竣工をみ、3 日縣の竣工検査を無事終了したので作業許可あり次第操業開始の豫定である。

なほ同所がかねて増設中であつた戸畑第一壓延課熱帶鋼工場及び戸畑鋼線工場の 2 工場は今回漸く竣工、戰時下鐵の大増産に重大役割を果す事になつたので来る 10 日午後 2 時から鋼線工場、同 3 時から熱帶鋼工場で關係方面を招いて操業式を舉行することとなつた。

(福岡日日 9 月 6 日)

鐵鋼回收實施要綱決定 (9 月 11 日)

尖道湖の砂鐵採取着手

出雲砂鐵鑛業所に於て 10 月より着手する砂鐵採取法は尖道湖底の砂(砂鐵及びチタン含有量表面より深さ 1 尺の所で 3%、2 尺で 5%、3 尺で 7% 以上)をサンド・ポンプで吸ひ上げ猫流しに依つ

て 1 日 15% 以上の砂鐵を取得せんとするもので廢砂は埋立に用ひんとする。(大毎 9 月 11 日)

滿洲諸社も會員並に鐵鋼統制會への加入問題解決せん

(記事省略) (東朝 9 月 11 日)

北支銑鐵値上げ

北支銑鐵は生産擴充の結果、本年度に入つてから日本及び中支の要望に應じ、相當量の輸移出を開始し、なほ多量の銑鐵を地場向けとして供給しつゝあるが、最近の石炭値上げその他諸物價の昂騰、コスト高によつて地場向け販賣價格の値上げを行ふことになり、9 月 10 日より一齊に實施した。値上げ率は從來より平均約 2 割で、これでも各鑛業社は投下資本金利だけで利潤を省みず生産原價をもつて賣却することになつてゐる。改訂された北京における價格は 1 號 1,257 圓、2 號 1,250 圓、3 號 1,243 圓、荒銑 228 圓となつてをり、各都市もほぼ同様な價格である。(東朝 9 月 11 日)

五勅令案可決

9 月 11 日の總動員審議會に附議可決された 5 勅令案要綱主題は次の通りである。

労働の調整に關する勅令案要綱

國民徵用令及び國民職業能力申告令中改正に關する勅令案要綱

重要事業場の勞務管理の監督に關する勅令案要綱

國民勤勞報國隊に關する勅令案要綱

發送電と東北振興電との合併に關する勅令案要綱

鐵鋼統制會下部機關改編

鐵鋼統制會が重要産業團體に基き法的團體として再出發するにあたり、從來原料並に配給部門が數個の會社に分れて圓滑なる統制業務に種々支障を來しつゝあつたのにかんがみ、11 日の理事會に於て此際これら兩部門にわたり畫期的大改編を斷行することに方針を決定した。即ちこれらの諸會社の株式はすべて業者が所有してをり、とかく業者の利益代表機關として統制會の意向が直接これらの會社に透徹することが困難なることが明かとなつたので、これら諸會社はすべて統制會が買収し、その下部機關とすることとなつたものでその詳細は次の通りである。(以下省略) (東朝 9 月 12 日)

製鋼原鐵に獎勵金

屑鐵の輸入難に對處するため屑鐵の代替品たる製鋼原鐵たとへば海綿鐵、粒鐵などの生産を保護し増産促進をはかるため、商工省では獎勵金を交付することとなり 16 日附製鋼原鐵製造獎勵金交付規則を公布即日實施する。本規則の對象は製鐵事業法および製鐵設備制限規則の適用を受くべき製鐵業者全部で全國約 30 社に達する。なほ獎勵金は臨時部製鐵業獎勵金豫算中より支出し 16 年度は 200 萬圓をあてる。同規則および獎勵金交付の規格、獎勵金額は次のごとし

◆製鋼原鐵製造獎勵金交付規則

第 1 條 商工大臣は製鋼原鐵の製造を獎勵するため次に掲ぐる製鋼原鐵の製造事業を營むものに對し本則により毎年度豫算の範圍内において獎勵金を交付す

(1) 海綿鐵 (2) 粒鐵または粗鋼(純鐵及びショットを含む) (3) 含ニッケル特殊鐵または含クロム特殊鐵 (4) その他商工大臣に於て適當と認むるもの

前項各號に掲ぐる製鋼原鐵は鐵鋼または砂鐵より直接製造したるものに限る

第 2 條 獎勵金は前條第 1 項各號に掲ぐる製鋼原鐵にして商工大臣の指定した規格に該當するものにつきこの製造數量に應じこれを交付す。たゞし一つの工場における製造數量は月平均 100 噸に達

せざる場合はこの限りにあらず。前項の製造数量1吨につき交付する奨励金の額は商工大臣これを告示す

第3條 以下手續規定省略

◆製鋼原鐵製造奨励金交付及び奨励金額(1 吨當り)

1. 海綿鐵 鐵鋼より製造する場合にありては金屬鐵含有量 1000 分の 700 以上にして炭素含有量 1000 分の 10 以下、砂鐵より製造する場合にありては金屬鐵含有量 1000 分の 630 以上にして炭素含有量 1000 分の 10 以下(15 圓以下)
2. 粒鐵または粗鋼(純鐵及びショットを含む)金屬鐵含有量 1000 分の 900 以上にして炭素含有量 1000 分の 17 以下(20 圓以下)
3. 含ニッケル特殊鐵または含クロム特殊鐵 金屬鐵含有量 1000 分の 800 以上、且ニッケルまたはクロムの含有量 1000 分の 10 以上にして炭素含有量 1000 分の 20 以下。(25 圓以下)

(大朝 9 月 16 日)

金屬鑛業聯合會のマンガン鑛増産對策意見書提出

金屬鑛業聯合會ではこのほどマンガンの増産對策を決定したので 15 日左近司商相並に關係局長にあて、それぞれ次のごとき意見書を提出した。

1. 増産對策として休眠鑛區の開発は最も緊要事なるをもつて官民協力し、いやしくも開發可能なるものに對しては、最高度の助長策を講じ、速かに稼行に邁進せしむるを要す。

1. 低品位鑛石の用途の發見、並に品位引上げ方法の研究につき、帝國滿佈株式會社その他業者において努力すべきはもちろんなるも、當局に於ても積極的な援助を與へられんことを要望す。

1. マンガン鑛配給統制の結果は、製鐵、製鋼業者のマンガン採掘業者との提携乃至は自家採掘に對する熱意を減殺せしむるの傾向無しとせざるも、資本力の異なる製鐵、製鋼業者がむしろ従來以上に採掘に熱意を持ち、積極的に協力することは増産遂行上絶對的必要なる事柄なるをもつて、これ等業者が採掘より乘離せんとする傾向を防止し、積極的に乗出し得るやうマンガン鑛配給統制の運用その他において特に考慮せられんことを要望す。

1. 出荷を可及的迅速ならしむるため貨車、船舶の配給は勿論、特にトラック並に山元における索道の施設等につき、これが燃料及び資材の供給につき特別の考慮ありたし。

1. 増産奨励金及び助成金につきては、なほ具體的に研究する要あるも、差當り機械化奨励金の適用範圍を擴大せられんことを要望す。

1. 一般にマンガン業者は資力少く、これが採鑛の完璧を期すること困難なるをもつて、採鑛奨励金の増額を要望するとともに、その支給方法の簡易化を切望す。

1. 企業合同、企業共營の問題は漸次地域ブロック的に共營の質を擧げたくも、當局に於てもこれが促進につき協力ありたし。

(東朝 9 月 16 日)

滿炭系諸炭鑛北支側に遊休資材を譲渡

(記事省略)(東朝 9 月 16 日)

中山製鋼第2熔鑛爐火入

9 月 16 日午前 10 時より舉行した。(9 月 17 日)

滿支外國法人の鐵鑛統制會加入

關係當局間で方針決る。(記事省略)(蒙疆新聞 9 月 19 日)

本溪湖煤鐵宮ノ原高爐完成

10 月中旬火入豫定。(滿洲日日 9 月 26 日)

鐵製品製造制限規則

更に 150 種を追加指定せり。(9 月 22 日)

鑄物統制協議會を設置

業者も 2 割程度に整理 工作機械、内燃機關、自動車、鐵道車輛に關する鑄物工業整備については、さる 1 日の商工省機械局長の通牒により、日本鑄工聯傘下鑄物業者のうち技術設備の優秀なものを指定し、指定業者をもつて日本鑄工聯内部に工作機械鑄物、内燃機關鑄物、自動車鑄物、鐵道車輛鑄物の四部會を設置することゝなつたが、これが運営の圓滑を期するため、日本鑄工聯中に鑄物統制協議會を四部會と並行して 4 業種につき設置することゝなり、25 日機械局長名をもつて地方長官、關係各省團體に通牒した。(後略)

(東朝 9 月 26 日)

新規格に對應せる下期石炭價格決定

價格形成委員會で答申。(記事略)(9 月 28 日)

大同製鋼株式會社は富永鋼業株式會社を合併せり

(10 月 1 日)

廢品回收の心得

豫て本誌第 2 號に「高速度鋼屑より特殊金屬回收に就て」なる論文を發表されたる日本高周波重工業北品川工場工場長菊池麟平氏は東朝 10 月 1 日紙上に於て次の如く述べてゐる。

私の工場では廢品回收に先立つて節約資源愛護を考へ、それも有形のものばかりでなく空間、勞力、時間、精神力などの節約を考へ徹底的に實行してゐます、これを家庭にもおぼよして行きたい。廢品回收には思ひつきでなしに組織立つた方法で徹底的にやることが必要だと思ひます。自由主義時代には商戰の武器であつた看板などもその意義を失つたのですから、その點を明かにしたら人々は喜んで供出出来るでせう。この工場は精鍊、製鋼、加工と部門が多いので廢品も多いが、これを以上の趣旨で發見、分類、處理と手際よくやつてゐます。

鐵鋼原料統制會社創立

鐵鋼統制會では 9 月 11 日の理事會に於て鐵鋼原料配給機構の改編を斷行し、統制會社を統制會に於て買収しその下部機關とする方針を決定したが、右に基きこの程鐵鋼原料配給機構改革整備要綱(新會社設立要綱)を決定したので日本鐵鋼原料統制會社では 30 日午後 2 時丸の内第二鐵鋼會館に臨時總會を開催、日滿鐵鋼販賣會社を合併し社名を鐵鋼原料統制會社と變更することに決定、日滿鐵鋼販賣は解散し同社業務中銑鐵に關する業務は新會社に引繼ぐと共に滿洲より輸入の半製品に關する業務も當分の間新會社が取扱ふことゝなつた。右に依り鐵鋼原料配給部門は新會社に一元的に統合を見ることゝなつた。新會社役員下の如し

▽社長 小日山直登▽常務 大屋幾久雄▽取締役 淺野良三、三溝又三、桃木長治、藤澤勇次▽監査役 渡邊義介、梅根常三郎

(中外 10 月 1 日)

工業品規格統一調査會に於ける 9 月中に開催の委員會並に打合會及びその議題(16 規格號外)

1. 第 1 部第 1 委員會第 2 小委員會(17)

1. クロムモリブデン鋼 2. 線材の改正 3. 打刃物鋼 4. ニッケル鋼の改正 5. 永久磁石

2. 第 1 部第 2 委員會小委員會(11, 12) 2 回 2 日

- ホワイトメタル分析方法
- 3, 4. 第1部第2委員會第2小委員會 (5, 26)
 1. アルミニウム板 2. バネ用磷青銅板 3. シルジン青銅
 4. ホワイトメタルその他の夾雜物の表示案 5. 彈性磷青銅板
 6. シルジン青銅現行規格一部改正 7. ガス用鉛管の寸法
 8. 一般用鉛板の寸法 9. 一般用鉛管の寸法 10. 鉛線の寸法
 5. 第2部第12委員會 (25)

臨時日本標準規格石油製品規格改正
 6. 第2部第25委員會 (26)
 1. 人絹バルブ 2. 人絹バルブの試験方法 3. 委員長互選の件
 - 7, 8. 第3部第2委員會 (9, 18)
 1. 集魚灯用電球 2. 水上集魚灯用笠 3. 電氣集魚灯
 - 9, 10. 第3部第4委員會 (18, 25)
 1. 集魚灯用キャブタイヤケーブル 2. 自動車用高壓電線
 11. 第3部第10委員會 (10, 24, 26) 3回3日

腕木
 12. 第3部臨時第2委員會 (6, 29) 2回2日

フェノールレジン積層棒外7件
 13. フェノールレジンに関する打合會 (6)
 14. 安全灯に関する打合會 (8)
 15. 漁業標識灯用蓄電池並に電氣車動用蓄電池に関する打合會 (11)
 16. 電氣集魚灯及び漁業用標識灯電球に関する打合會 (9)
 17. 安全灯用キャブタイヤコードに関する打合會 (17)
 18. 第4部第1委員會第3小委員會 (18)
 - 19, 20. 第4部第4委員會第2小委員會 (2, 19)
 1. 丁溝フライス 2. 鋸フライス 3. ネヂ溝フライス 4. 半月キー溝用フライス
 21. 第4部第12委員會 (1, 16) 2回2日
 1. 自動車用呑口 2. 自動車用ゴム管締金 3. 自動車用バネ座金 4. 自動車用爪付座金 5. 自動車用舌付座金
 - 22, 23. 第4部第13委員會 (22, 26)
 1. 鋼材用電弧熔接棒 2. 電弧熔接工の技倆検定規格 3. 被覆熔接棒心線
 - 24, 25. 第4部第16委員會 (4, 30)
 1. 工作機械部分品 2. 工作機械に使用するネヂ 3. ラヂアルボール盤の精度検査
 26. 第4部臨時第4委員會 (30)

丸釘
 27. 自動車部分品に関する打合會 (8)
 28. 整理委員會 (第1, 第2) (4)

機關車用繼目無鋼管規格改正外 23件 (整理第1委員會提出)
 熔化質衛生陶器外 38件 (整理第2委員會提出)
- 以上

昭和 16 年 9 月中に發布された
主要法令目次

關 令	號	事 項	日付	官報頁	商工省告示	764	鐵鋼需給統制規則に依る團體指定中改正	1	20
"	19	重要産業團體令施行規則	1	1	"	765	鐵屑配給統制規則に依る團體指定中改正	1	20
"	20	回收物件及施設指定規則	1	4	"	778	鐵鋼需給統制規則に依る團體指定中改正	4	105
商工省令	76	鐵鋼需給統制規則中改正	1	14	"	784	石炭規格改正	6	195
"	77	金屬類回收令施行規則	1	14	"	785	石炭品位取締規則に依り石炭指定改正	6	196
"	79	製鋼原鐵製造獎勵金交付規則	16	433	"	786	石炭品位の指定改正	6	196
"	82	鐵製品製造制限規則	22	638	"	802	鋼索の最高販賣價格指定	10	297
"	83	カーバイド配給統制規則中改正	27	782	"	810	鐵線、亞鉛引鐵線及釘の最高販賣價格指定	12	360
"	84	石炭配給調整規則中改正	30	845	"	811	クロム鹽類の販賣價格指定中改正	13	392
厚生省令	43	國民職業能力申告令の要申告者に関する申告方	18	534	"	819	製鋼原鐵製造獎勵金交付規則に依り規格指定	16	436
"	44	勞務動態調査規則の規定に依る報告の特例に関する件	24	671	"	820	製鋼原鐵製造獎勵金交付額	16	436
"	45	賃金統制令施行規則中改正	25	706	"	823	フェロアロイの最高販賣價格指定	16	439
朝鮮總督府令	208	朝鮮重要鐵物増産令施行規則中改正	1	17	"	848	鐵製品製造制限規則に依り物品指定	22	641
"	209	稀有元素を含有する鐵物指定	1	17	"	871	鐵鋼品の最高販賣價格及鍛造最高加工賃指定	29	814
厚生省訓令	10	國民勞務手帳及國民登録事務取扱規程の特例に関する件	18	534	厚生省告示	404	賃金統制令に依り工場、鑛山に於ける平日時間割賃金指定	11	328
"	11	勞務動態調査事務取扱の特例に関する件	24	671	"	405	賃金統制令第14條第1項の賃金に含まざる手當指定	11	332
商工省告示	761	鐵鋼需給統制規則に依る指定中改正	1	20					
"	762	鐵鋼需給統制規則に依る配給統制機關指定中改正	1	20					
"	763	同上	1	20					